令和８年９月２５日

第２７回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第２７回指宿市農業委員会会議録

１　開催日時及び場所

令和８年９月２５日（金）　午後２時００分～

於：県南薩地域振興局指宿庁舎（３階会議室）

１　議事日程

報告第　１　号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報告第　２　号　　農地法第４条の規定による許可取消について

報告第　３　号　　農用地あっせん申出の取下げについて

議案第　１　号　　「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（所有権移転分）（利用権設定分）

議案第　２　号　　「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第　３　号　　「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第　４　号　　農地利用変更届について

議案第　５　号　　農用地あっせん申出について

その他

1　出席委員

○農業委員

1番　松木茂久	2番　生川裕也	3番　福ケ迫義隆
4番　前田真津美	5番　井手康則	6番　西村久則
7番　滝下真弥子	8番　石嶺義孝	
10番　内薗光弘	11番　西川路利広	12番　西山昭二
13番　小荒田大樹	14番　徳留幸信	15番　下川道孝
16番　池田由美子	17番　濵田保	

○農地利用最適化推進委員

20番　川畑淳一	21番　森川泰夫	22番　奥村祐樹
23番　前田剛	24番　今村量則	25番　南圭司
26番　京田冨久	27番　鶴田伸一郎	28番　小村亮太
29番　山下竜一	30番　廣森修	31番　田之上洋
32番　濵田卓郎	33番　上拂忠	34番　松澤雅人
35番　澤山善治	36番　下吹越浩之	37番　大迫恵太
38番　下吉一宏		

1　小委員長

6番　西村久則

1　欠席委員

9番　下髙原誠	18番　田代繁樹	19番　税田祐子

1　遅刻委員

13番　小荒田大樹

1　早退委員

なし

1　当議事に参与する事務局職員

事務局長	小吉建治
主幹兼農地総務係長	林栄作
農地総務係主査	今奈良昂平
主幹兼振興係長	前田昭市
振興担当主幹	冨永敏尚
振興係主事	池田惠
主幹兼地域計画係長	向吉真一

1　当議事書記

主幹兼農地総務係長　林栄作

1　開会　午後２時００分

事務局	ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 （唱和） ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第２７回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「２番委員」と「３番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご説明いたします。 議案書の１ページをお開きください。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第２号農地法第４条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第２号農地法第４条の規定による許可取消について、ご説明いたします。 議案書の５ページをお開きください。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第３号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第３号農用地あっせん申出の取下げについて、ご説明いたします。 議案書の６ページをお開きください。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定につい

てのうち、所有権移転分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局　それでは議案書の７ページをお開きください。
議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は１件でございます。
（番号１を議案書どおり読み上げ説明）
以下については、お目通しください。
なお、今回の案件については、県地域振興公社の農地売買等事業における一括方式が１件で、事前審査において承認されたものであります。
以上で説明を終わります。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第１号のうち所有権移転分について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第１号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。
よって、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局　議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の８ページから１３ページまでの１９件でございます。
内訳については、新規が１０件、期間満了に伴う更新が９件となっております。
それでは、議案書の８ページをお開きください。
（番号１を議案書どおり読み上げ説明）
以下については、お目通しください。
なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると思われます。
以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定により、４番委員の退席を求めます。

（４番委員の退席を確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

２番委員　山川岡児ヶ水では１０アール当たり、１万７，８４３円が相場なのか。

事務局　岡児ヶ水や小川の畑かん区域では、これくらいの金額で貸し借りが行われているという事例もあります。

極端に１０アール当たりの単価が高いというものではないと思います。

議長　ほかにございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第１号のうち利用権設定分の１番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（４番委員の復席を確認）

次に、議案第１号のうち利用権設定分の２番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し、３７番委員の退席を求めます。

（３７番委員の退席を確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第１号のうち利用権設定分の２番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（３７番委員の復席を確認）

次に、議案第１号のうち利用権設定分の３番から１３ページ１９番ま

で、一括審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第１号のうち、利用権設定分の３番から１９番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の３番から１９番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長　９月９日の転用調査時に、私と３０番委員、３４番委員、事務局３名の計６名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

１番及び３番から１４番は売買、２番及び１６番は親族への贈与、１５番は子への贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのことです。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われます。

最後に、農地法第３条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の１ページから５３ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第３条第２項の各号の判断につきましては、農地法第３条調書のとおり、すべての案件が各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長　現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第２号のうち１番と２番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し、２２番委員の退席を求めます。

（２２番委員の退席を確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第２号のうち１番と２番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてのうち、１番と２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（２２番委員の復席を確認）

次に、議案第２号のうち３番から１７ページ１６番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

１１番委員　１１番と１２番は経営面積が０㎡で、申請理由は農地の取得になっているが、理由は何でしょうか。

事務局　こちらは、既に[redacted]という法人で、農地の貸借によって経営をしているところであります。

また、集荷場の経営をされているなど農業に関わっていることから、申請を認めたところであります。

１１番委員　適格法人の申請予定はあるのだろうか。

事務局　農地所有適格法人の申請の相談はありませんでした。

２２番委員　１４番についてですが、これも特例なのでしょうか。

事務局　住宅に隣接はしておりますが、特例ではありません。

この方は農業をしているということで、申請時の経営面積は０㎡ですが、最近まで中間管理事業により農地を借りていましたので、農家と判断しています。

議長　ほかにございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第２号のうち３番から１６番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてのうち、３番から１６番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長　これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者・土地の所在・地目・面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号１番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の５４ページをお開きください。

申請地は、[redacted]から北へ１２０m離れた農地で、東と南は宅地、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第３種農地の都市計画区域内用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、自己が居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界は土留工事を行う予定です。

隣接する農地はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号２番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の５５ページをお開きください。

申請地は、[redacted]から北西へ３５０m離れた農地で、西は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第３種農地の都市計画区域内用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、自己が居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはよう壁を設置する予定です。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号３番です。転用目的は、農業用倉庫です。

審議資料の５６ページをお開きください。

申請地は[redacted]から東へ２８０m離れた農地で、東は宅地、西は県道、南は畑及び宅地、北は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第２種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地周辺で農業を営んでおり、申請地を取得し農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号４番です。転用目的は、貸駐車場です。

審議資料の５７ページをお開きください。

申請地は、[redacted]から東へ３１０m離れた農地で、東と北は宅地、西は畑及び市道、南は畑及び宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第２種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地で集荷場を営んでおり、申請地を取得し自己が経営する法人の従業員用に、貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界は土留工事を行う予定です。

構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

以上、４件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第３号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり。

議長　議案第３号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり。

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第４号農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長　これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号１番の１件のみで、申請者・土地の所在・地目・面積等は、議案にお示しのとおりです。

審議資料の５８ページをお開きください。

申請地は[redacted]から南西へ６３０m離れた農地で、東は市道、西と南は雑種地、北は公衆用道路に接しています。

道路との高低差を解消するために、申請地を約３m切土して、耕作の利便性を改善しようとするものです。

なお、本案件は盛土規制法の届出対象となっており、申請人が県への申請も同時に行っております。

本議案を承認いただいた場合、盛土規制法の届出の受理を確認後に農業委員会が農地利用変更届を許可する流れとなります。

以上、報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第４号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
１１番委員	西と南が雑種地ですが、雑種地では耕作していないのか。
事務局	西と南については、細い雑種地が周りを囲んでおり、通路のようで、耕作はされておりません。
１１番委員	３ｍの切土は、崩れることも想定されるのでしょうか。
事務局	この切土は、道路に対して３ｍ高いところを削り、山と畑との崖部分は緩やかにします。 これは、盛土規制法の届出対象となりますので、県に届け出が必要で、県としても、崩れないような対策を講じることを義務付けています。 県への届出を確認後に、こちらは許可をする流れとなります。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第４号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第５号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の２０ページをお開きください。 まず、議案第５号農用地あっせん申出の「売渡・貸付」をご説明いたします。 今月は、売渡申出が１件、貸付申出が２件です。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下についてはお目通しください。 見取り図、地籍図については、審議資料の６１ページから６６ページに掲載しています。 続きまして「買受・借受」をご説明いたします。 議案書の２１ページをお開きください。 今月は、買受希望１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以上で説明を終わります。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第５号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 まず、「売渡・貸付」になりますが、議案書の２０ページになります。 番号１は、３３番委員、１３番委員。 番号２は、３０番委員、１１番委員。 番号３は、２２番委員、３番委員にお願いします。 続きまして、「買受・借受」になりますが、議案書の２１ページになります。 番号１は、３１番委員、１２番委員にお願いします。 以上、事務局案として提案いたします。 あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん活動を行っていただきますようお願いします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	（各委員了解あり）
議長	それでは、議案第５号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
３番委員	[redacted]がある近くの山を、数か月前から１人で油圧ショベルを使って削っている。ちょっと危ないような気がする。 盛土規制法の関係もあるだろうが農業委員会は関係ないのか。 雨が降ると大変なことになりそうである。
事務局	その土地は、農地ではなく原野となっておりますので、農業委員会の管轄外となります。
３番委員	[redacted]近くを申請した[redacted]の件はどうなったのか。 [redacted]を吸収合併しているから、あそこに本当に建てるのか。 申請はしたけど、そのあとはどうなっているのか。
事務局	先月、[redacted]に「計画自体がなくなったのではないか」と確認したところ、「計画はなくなってはいないが、遅れている。」という回答でした。 ただ、今月ぐらいから工事が着工するような予定の計画ではありましたので、このまま工事が始まらないようであれば、取下げもしくは、計画変更の手続きが必要であると考えています。 なお、農業委員会として許可したのは駐車場で、建物ではありません。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局に説明を求めます。
事務局	その他について、ご説明いたします。 議案書の２２ページをお開きください。 その他（議案書の２２ページを参照して説明） １．一時使用届 ２．９月の行事報告 ３．１０月の行事予定 ４．その他
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第２７回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員、ご起立ください。 一同礼。

（閉会　午後３時０２分）

指宿市農業委員会会長　松木　茂久

議事録署名委員　２番委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　３番委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿